

開 会 午後0時59分

●山田一郎副委員長    ただいまから、総務委員会を開会いたします。

報告事項であります。おんむら委員長からは、欠席する旨、届出がありました。

本日は、委員長が欠席しておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により、副委員長である私が議事を進行いたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第393号 札幌市都心部の喫煙対策に関する陳情を議題といたします。

陳情第393号は、本日が初審査です。提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時

再 開 午後1時11分

●山田一郎副委員長    それでは、委員会を再開いたします。

質疑に先立ち、理事者から補足説明を受けます。

●沼田清掃事業担当部長    札幌市都心部の喫煙対策の検討状況について、資料を用いて補足説明をさせていただきます。

まずは検討の経緯についてでございます。札幌市の都心部の喫煙対策につきましては、札幌市ポイ捨て等防止条例にて規定しておりますが、この条例の制定から20年以上が経過し、インバウンドの増加や加熱式たばこの普及、受動喫煙防止の観点など、状況が変化してきております。

また、現在の喫煙制限区域のすぐ外、具体的には、大通公園西5丁目よりも西側や創成川公園等において、路上喫煙に対する苦情が増加してきております。

このような状況を踏まえ、たばこを吸う人も吸わない人も快適な環境を享受できるようにするた

め、都心部における喫煙対策の見直しを進めているところでございます。

続いて、これまでの検討状況ですが、令和7年10月に、路上喫煙やごみのポイ捨ての状況、都心部の喫煙に関する市民意識調査を行って現状を整理した上で、令和7年12月に1回目、令和8年2月に2回目の外部有識者による検討会を実施して、議論を重ねてきたところでございます。

検討会での議論を踏まえた現時点での方向性ですが、大きく4点ございます。

1点目は、喫煙制限区域を拡大することについて、別紙の拡大案のとおり、検討会でおおむね了承をいただいたところでございます。現在、新たに区域に加わる地域の町内会や関係団体と意見交換しているところで、その結果を踏まえ、3回目の検討会で再度議論をする予定です。

2点目は、加熱式たばこを規制対象に追加することについてでございます。現在は、紙巻きたばこのみが規制対象となっておりますが、加熱式たばこの普及に対応するため、規制に追加する方向としております。

3点目は、規制強化の実効性を確保する手段の一つとして、公衆喫煙所の整備をすることでございます。規制を強化するだけでは、路上喫煙者が喫煙制限区域の外に移動するだけとなるおそれがあることから、喫煙所を整備して、規制の実効性を確保していきたいと考えております。

4点目は、巡回体制の強化です。喫煙制限区域が拡大するため、現在よりも巡回体制を強化する必要がありますが、取締りより、喫煙制限区域では路上喫煙をしない、喫煙所を利用するというマナーを守ってもらえるようにするための啓発を重視した対応を検討しているところでございます。

最後に、今後の予定についてですが、令和8年7月頃に、3回目の検討会を実施し、新しいルールの方針性をまとめた後、11月から12月にパブリックコメントを実施し、広く意見を募集する予定でございます。

その結果を踏まえ、令和9年1月頃に新しいルールを確定させ、喫煙制限区域の変更に關する告示を行います。一定期間周知を行った上で、令和9年の夏頃に新しいルールがスタートするスケジュールで検討を進めているところでございます。

都心部の路上喫煙に係る規制や周知・啓発の見直し、喫煙所などの環境整備によって、観光都市さっぽろにふさわしい環境美化を実現してまいります。

●山田一郎副委員長     それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●藤田稔人委員     私から、都心部の喫煙対策に關する陳情につきまして質問させていただきます。

我が会派としても、すすきの観光協会や地元町内会などと議論を重ね、喫煙制限区域の拡大に向けて議論を重ねてきたところでございますが、先ほどご指摘があったとおり、分煙社会の実現ということも大変重要な観点であると認識しているところでございます。現在、喫煙制限区域の拡大に合わせて公衆喫煙所を整備することによって、路上喫煙者が少なくなり、結果として、たばこの吸い殻のポイ捨ての減少にもつながることから、ぜひこういことを進めていただきたいと考えております。

一方、他の自治体では、民間による喫煙所の整備に係る助成制度を設け、喫煙所の整備を進めている事例もあり、総務省からも予算を確保するよう通知がされていると説明がありました。

そこで質問ですが、より効果的に路上喫煙と吸い殻のポイ捨ての削減を進めるために、民間喫煙所の整備に係る助成制度を導入することが望ましいと考えておりますが、いかがかお伺いさせていただきます。

●沼田清掃事業担当部長     民間への喫煙所整備に係る助成制度についてということでございますが、民間への喫煙所整備の助成制度につきまして

は、対象とする喫煙所の大きさや設置場所、必要な設備のほか、維持管理に係る助成も対象にするかなど、様々な条件を設定しなければならず、慎重な検討が必要と考えているところでございます。まずは、既に民間喫煙所の助成制度を実施しております他都市の制度と運用状況を整理し、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員     助成制度の導入は慎重な姿勢であるということでございます。

しかし、公衆喫煙所だけでは喫煙場所を十分に確保できず、新しい規制の実効性を確保できなくなることを懸念しております。

そこで質問ですが、新しいルールのスタートは令和9年夏を予定しているとのことでございますが、それまでにどのようにして公衆喫煙所以外の喫煙場所を確保することを考えているのか、お伺いさせていただきます。

●沼田清掃事業担当部長     喫煙所確保のための取組についてでございます。

札幌市だけで十分な喫煙場所を確保することは難しいことから、民間企業との連携が重要と考えております。現在、民間企業からいろいろな提案をいただいているところであり、札幌市が喫煙所の設置場所を提供し、民間が喫煙所の整備・維持管理を行う形態による喫煙場所の確保を検討しているところでございます。

また、都心部には喫煙場所を有する店舗が一定程度あることから、これらを喫煙可能な場所として情報発信していくことについて、観光協会やまちづくり会社など、関係事業者に協力を求めていますと考えております。このような様々な手法を通じて、喫煙場所を確保するとともに、特に喫煙者に対してルールと喫煙可能な場所の周知を図ることで、実効性のあるものとなるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

●藤田稔人委員     このたびの喫煙制限区域の拡大につきましては、20年ぶりということござい

ますので、大きく変わるこの機会に、ぜひとも札幌市としても、この分煙環境の整備ということにつきまして、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

あわせて、今回の陳情につきましましては、喫煙所の整備により環境美化を推進するというところでございますけれども、あわせて、ごみ箱の設置なども考慮していただきまして、ぜひ都心部、そして、薄野地区の美化の推進に一層努力していただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

●**福田浩太郎委員** 私からも質問をさせていただきたいと思います。

私どもの会派としては、これまで一貫して受動喫煙対策強化の流れを受けて、がん対策として、たばこ対策をしっかりやらなくてはならないとの立場で、都心部における喫煙制限区域の拡大について主張してきたところであります。さきの予算特別委員会では、区域の拡大だけでなく、実効性のある規制とするために、取締りの強化のみならず、先ほど来ありますように、それ以上にルール・マナーの周知徹底と、そして喫煙所の整備についても、喫煙行為を推奨することのないように留意しつつ、整備の必要性について理解したところでございます。

そこで確認してまいりたいと思いますけれども、当然ながらその整備と維持管理にはコストがかかるところであります。現在、大通公園に設置されている2か所の公衆喫煙所については、いずれも民間企業からのご寄附をいただいたものと承知しておりますが、まず、これらの維持管理についてはどのように行っているのか、お尋ねいたします。

●**沼田清掃事業担当部長** 既存の公衆喫煙所の維持管理についてということでございますが、現在、大通公園にある喫煙所につきましては、西3丁目にあるものが閉鎖型、西5丁目にあるものが開放型となっており、いずれも公園施設として札

幌市が維持管理を行っております。具体的には、喫煙所内や周辺の清掃、灰皿内の吸い殻の回収のほか、冬期間は喫煙所周辺の除雪も行っているところでございます。

●**福田浩太郎委員** 維持管理については、公園の一部ということで、除雪を含めてやっているということでございます。

次に、今後、公衆喫煙所を整備する場合、整備と、また、維持管理に係る財源についてちょっと確認していきたいと思うんですけれども、今後、整備をする公衆喫煙所については、当然ながら維持管理に同様のコストがかかりますし、また、整備自体には、さらに多額のコストがかかることから、新たな予算が必要となると理解しております。

総務省からは、先ほど来、陳情者からのご説明がありますように、地方たばこ税を活用して喫煙所を整備するようという通知が出ているということでございます。ただ、地方たばこ税は、特定の目的に限定されず、主に地域の教育・福祉・道路整備などの一般財源として使われているところでございます。自治体が地域社会の基盤整備やサービス向上に自由に使える貴重な自主財源でもございます。

そこでお尋ねいたしますが、地方たばこ税を活用して、喫煙者のための喫煙所を整備することは、たばこを吸わない人からの理解が得られにくいのではないかとと思いますが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

●**沼田清掃事業担当部長** 新たに整備する公衆喫煙所に係る財源についてでございます。

新たに整備する予定の公衆喫煙所につきましては、民間企業から寄附のお話をいただいているところでございまして、現在、具体的な整備場所について、各方面と調整を進めているところでございます。

また、維持管理については、昨年、薄野に地元の企業が整備した喫煙所において、施設内の広告

収入や自動販売機収入を維持管理に充てる手法で運営している事例がございます。このような手法を参考にして、民間企業との連携による公衆喫煙所の整備、維持管理をしていく方法を検討しているところでございます。

●**福田浩太郎委員** 今後の公衆喫煙所の整備についての財源、また、維持についての費用確保について、いろいろ工夫するということ、承知いたしました。

公衆喫煙所については、札幌市としての責任、公共としての責任をしっかりと果たしていかなければならないということ。そのためにバランスを取りながら工夫して進めようとしているということは、大変重要なことだと認識しております。今後も市民のみならず観光客も含めて、気持ちよく過ごせるまちづくりと、そして一方で、全国最悪の肺がん死亡率・死亡数という現実も踏まえて、市民の健康・命を守る取組も推進していただくことを求めて、質問を終わります。

●**坂元みちたか委員** 私からは、外国人観光客に向けたサインの多言語化と、その手法について何点か伺いたいと思います。

ポイ捨て防止条例の施行から、早20年以上が経過し、札幌市都心部のまち並みも大きく変わり、外国人観光客も大幅に増加している現在、規制の見直しや公衆喫煙所の整備まで含めた都心部の総合的な喫煙対策を見直す、これは単なる札幌のまちの環境美化ではなく、観光都市さっぽろの観光客へのおもてなしとしても非常に有意義な取組と評価するところであります。

この取組を進めるに当たって、観光客、特に海外から札幌に来た観光客にルールを守ってもらうためには、一目で理解してもらえるような分かりやすい情報発信を行っていくことが非常に重要と考えますが、ただ単純に日本語の掲示を多言語化しただけでは、情報量が多くなって、見た目もごちゃごちゃして、なかなかルールを理解してもらえない、そういうこともあるんじゃないかなと考

えるわけであります。

そこで質問ですが、今回の都心部の総合的な喫煙対策の見直しの中で、外国人観光客にしっかりと理解してもらえるような、単なる多言語化にとどまらない周知啓発の在り方やデザインを考えていく必要があると思いますが、この点について、どのように考えているか、伺いたいと思います。

●**沼田清掃事業担当部長** 外国人観光客に向けた周知啓発についてということでございます。

都心部の喫煙対策の見直しにおいては、市民や事業者だけではなく、国内外から訪れる観光客にもルールを理解してもらい、マナーを守った行動をしてもらうための周知啓発が重要であると認識しております。観光客に対しましては、観光情報を通じて、札幌を訪れる前からルールを知ってもらえるようにすることや、ホテルや飲食店などでの掲示など、いろいろな方法での周知を検討しているところでございます。

また、外国人観光客に対しましては、昨年度に実施した外部有識者による検討会におきましても、ピクトグラムを強調したデザインとするべきというご意見をいただいていることから、他自治体の取組も参考にしながら、単なる多言語化だけではない、より分かりやすい方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

●**坂元みちたか委員** 今、ピクトグラムという言葉が出ました。私は、大変これは有意義だと思います。外国人観光客にこれを知らせるに当たって、行政としては、道に書いていましたよとか、ホテルの喫煙所に貼っていましたよと言ってもなかなか伝わっていかないという。やはり現地に、ここはたばこを吸っちゃいけないんだよというのをピクトグラムを使って伝えていくというのは非常に有効な手法だと思って、評価させていただきたいと思います。観光に来た方が、観光地で罰金のようなものを取られると、やはり悪い思い出として残ってしまいますので、いろいろ手を尽くして、このエリアでたばこを吸ってはいけないんだ

ということを周知徹底することをより一層お願いして、私の質問を終わります。

●山田一郎副委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第393号の取扱いについて、お諮りいたします。

取扱いはいかがいたしますか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 それでは、陳情第393号を継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 異議なしと認め、陳情第393号は継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後 1 時30分

再 開 午後 1 時32分

---

●山田一郎副委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第1号 令和8年度札幌市一般会計補正予算(第1号)中関係分を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●藤田稔人委員 私からは、指定ごみ袋について質問させていただきます。

5月27日、札幌市から指定ごみ袋の取扱店に対し、各店舗における購入制限や、それに伴う発注抑制について協力を求める通知を出したところでございます。昨日も私個人的にお聞きしたのですが、市民生活には大変影響があるようでして、老人ホームやグループホームの経営者様か

ら、ヘルパーさんが入居者分をいつも購入しているのですが、それもお店に行ったら1セットしか買えないということで、大変業務に支障を来しているというような話を聞いたところでございました。

市はこれまで、ホームページやLINE、Xなどで年内分の在庫確保のめどはついていると説明しており、今回の事態の収束を図ろうとしてきたところでございます。

そこで質問ですが、今回、取扱店への購入制限の協力を求めた経緯についてお伺いさせていただきます。

●中村環境事業部長 指定ごみ袋の購入制限を行った経緯についてお答えいたします。

5月上旬以降、全国各地における指定ごみ袋の不足や買いだめが表面化いたしまして、市民の皆様から不安の声が入り始めましたため、不安を招かないよう、札幌市の公式LINEやXを通じまして、必要以上の買いだめをお控えいただくよう周知を図ってまいりました。しかしながら、特に5月26日から28日にかけて出荷量が急増いたしまして、サイズによって違いはありますが、昨年同時期と比較いたしまして、5倍から10倍近い増加となりました。

こうした状況から、市民の皆様への指定ごみ袋の安定供給を確保するため、購入数を制限させていただくとともに、在庫量への影響も考慮し、取扱店に対し、発注の抑制についてご協力をお願いしたところでございます。

●藤田稔人委員 昨年比で5倍から10倍ということでございまして、本当に大変な事態になっているなど感じているところでございますが、対症療法である購入制限だけで事態が鎮静化するのは大変難しい状況かなとも考えているところでございます。市民の不安を解消するための具体的な解決策を示せなければ、状況が悪化し、購入することが難しくなる市民が出てくることも危惧されております。指定ごみ袋は、市民がごみを排出する

際に必要不可欠なものでございますので、そもそもあちこち探し回るようなものではないと思っております。

そこで質問ですが、市民の不安を払拭するための具体策についてどのようにお考えか、お伺いさせていただきます。

●中村環境事業部長 市民の不安を払拭するための今後の具体策についてお答えいたします。

今回行いました購入制限後の取扱店での販売状況を見定めるとともに、追加調達や納期の前倒しなど、指定ごみ袋が市民の皆様に広く行き渡るよう調整を進めているところでございます。

しかしながら、購入制限後も引き続き指定ごみ袋の入手が困難であるという市民の方からの声もいただいております。札幌市といたしましては、ごみの収集や処理をしっかりと継続できる状況を確認し、市民生活に影響が生じないようにすることが必要であると認識しております。そのため、ほかの自治体の事例なども参考にしながら、指定ごみ袋以外の袋の使用を含めまして、今後の対応策について検討を進めているところでございます。

●藤田稔人委員 他の自治体同様に、市民生活に影響が出ないようにするための対応策を検討していくということでございました。

今回の問題につきましては、中東情勢がいつまでこのような形で続くか現時点では見通せない状況にあり、仮に落ち着いたとしても、原料供給や製造費用が元に戻る保証もないと思っております。札幌市としては、将来にわたって安定してごみを収集し、処分することが何より重要であることから、今後も社会経済情勢に的確に対応し、市民生活に影響が出ないように取り組んでいただきたいと思います。

●篠原すみれ委員 私からは大きく2項目、家庭用指定ごみ袋の製造に係る補正予算案について、また、消防航空体制強化に係る補正予算案について、なるべく今の質疑と重複しないように質

問してまいります。

まずは大きな1項目め、家庭用指定ごみ袋の製造に係る補正予算案についてでございます。

5月中旬頃から中東情勢の緊迫化に伴う石油由来製品の供給不安を背景として、ナフサを原料とするごみ袋が品薄状態となっているというニュースが飛び込みました。そして、札幌市の指定ごみ袋についても不安を感じる市民による買いだめの動きが見られ、一部の取扱店では品薄の状態が続いていると認識しております。指定ごみ袋は、私たちが日常生活を送る上で欠かすことのできないものであり、店頭で購入できない状況が続けば、市民生活に大きな影響を及ぼしかねません。

また、今回のような社会情勢の変化によって需要が急増した場合には、安定供給を維持するため、平時からどのような体制で調達や在庫管理を行っているのかが重要になるものと考えます。

そこで質問ですが、市民生活に直結する指定ごみ袋について、市ではどのような考え方で発注を行い、在庫管理を行っているのか伺います。

●中村環境事業部長 指定ごみ袋の発注と在庫管理の考え方についてお答えいたします。

指定ごみ袋の調達につきましては、これまで3か月分を一括して契約し、段階的に納品を受ける発注方法としております。発注枚数といたしましては、過去の出庫実績を基に年間の必要量を算定しております。5リットルから40リットルまでの4種類の指定ごみ袋全体で、年間約1億枚を発注しているところでございまして、市民への安定的な供給を維持するため、例年2か月から3か月分程度の在庫を確保しております。

●篠原すみれ委員 ただいま答弁いただきました。発注や調達といったことに関してはなかなか知る機会がないので、今、理解したところです。

一方で、今回のように供給不安が報道されたことなどを契機として、通常を大きく上回る購入が発生した場合には、想定していた在庫量だけでは対応が難しくなることも考えられます。実際に、

本市においても指定ごみ袋の購入が急増し、先月末には取扱店に対し、購入制限の協力依頼を行ったとのことです。市民としては、今後も継続して購入できる状況にあるのか、大きな不安を抱いております。

そこで質問ですが、現在の指定ごみ袋の在庫量について、どのような状況にあるのか伺います。

●中村環境事業部長 現在の在庫量についてお答えいたします。

5月半ば以降、指定ごみ袋の出荷量が徐々に増加しておりましたが、特に5月26日から28日までの3日間では、例年の1か月相当分を上回る量が出荷されましたことから、短期間のうちに在庫が急激に減少いたしました。このため、5リットルや10リットルのごみ袋につきましては、5月末現在の在庫量が例年の1か月相当分を下回っている状況でございます。

●篠原すみれ委員 急激に在庫が減少している状況であることは理解いたしました。

今回の問題は、本市だけではなくて全国的なものとして認識しております。他の自治体においても、4月下旬から5月上旬頃にかけて、原料調達の不安定化や供給不安への懸念から住民による買いだめが進み、店頭での品薄や不足が発生していると承知しているところです。このような状況に対し、各自治体がどのような対応を行っているのかは、本市の今後の対応を検討する上でも参考になるものと考えます。

そこで質問ですが、同様の事態が発生している他の自治体ではどのような対応を行っているのか伺います。

●中村環境事業部長 他都市の対応についてお答えいたします。

指定ごみ袋制度を採用しております一部の自治体では、一時的に市販の透明や半透明の袋の使用を認めておりますほか、シールを貼付して代替するといった対応を講じていると聞いております。

札幌市といたしましては、市民生活に影響が生

じないよう、引き続き他の自治体の事例も参考に必要な対応を検討してまいります。

●篠原すみれ委員 今回の問題は、市民生活に身近な指定ごみ袋の供給に関するものでありまして、我が会派のところにも市民の不安の声が多く届いております。また、今後の状況によっては、購入制限だけでは十分な対応が難しくなることも懸念されます。ただいまの答弁にあったようなことも検討していく必要もあるかもしれません。本市においては、市民生活に支障が生じることのないよう、在庫状況や今後の見通しについて、適時適切な情報発信を行うとともに、必要に応じてさらなる対応策についても検討していただくことを求めて、次の質問へ移ります。

次に、大きな2項目め、消防航空体制強化に係る補正予算案について幾つか質問いたします。

まずは、補正予算を計上することとなった経緯などについてです。

消防ヘリコプターは、1991年に消防航空隊が発足して、1機体制で運航を始め、2009年には2機目を導入し、通年運航体制で市民の安全・安心に寄与してきました。そのような中、2019年に定期点検中の埼玉県川越市において台風被害により1機が浸水し、使用不能となりました。その後、レンタルヘリコプターを借用しながら運航体制を補完してきたものと承知しております。

こうした状況を踏まえ、2機体制を再構築するため、令和7年第3回定例会において、2026年から2028年までの債務負担行為を設定し、2025年12月には消防ヘリコプター本体の調達に係る入札が行われました。その結果、39億7,980万円で落札され、令和8年第1回定例会で財産取得の議決を経て、本契約に至ったところであり、一刻も早い消防航空体制の強化が期待されるところです。

一方、このたびの補正予算では、消防ヘリコプターの運用に必要な装備品の整備等に係る費用として、21億800万円という高額な予算が計上されております。機体取得費に加えて、多額の追加予

算が必要となることから、市民に対しても丁寧な説明が必要であると考えます。

また、機体取得の議決からそれほど期間が経過していないことを踏まえると、今回、補正予算で計上されている装備品の整備等について、機体本体と一体的に契約することはできなかったのかが疑問に感じるところです。

そこで質問ですが、1点目として、なぜ機体と装備品の整備等を一体で契約しなかったのか伺います。

また、2点目として、今回、補正予算を計上することとなった経緯を伺います。

●上野総務部長 補正予算を計上することになった経緯等についてお答えいたします。

まず、1点目の機体と装備品を一体で契約しなかった理由についてお答えいたします。

機種ごとに用意すべき装備品の種類や数量が異なりますため、これを機体の調達を含めて一括で契約した場合、入札の公平性や競争性が損なわれるという観点から、このたびは機体の調達とは分けて契約することにしましたものでございます。

2点目の補正予算を計上することとなった経緯についてお答えいたします。

仕様書上の機体の納期期限を令和11年3月末としていましたところ、契約後の事業者との協議によりまして、新機体の納入予定が令和9年5月末に早まりましたことから、同年3月末までに運用上必要な装備品などを調達する必要性が生じたことによります。

なお、本市の消防航空隊は、緊急消防援助隊に登録しておりまして、大規模災害などが発生した場合に、国からの求めに応じて、札幌市外へも出動する部隊となっております。このことから、機体と同様に装備品の調達についても、地方債充当率及び交付税措置率の高い緊急防災・減災事業債を活用することができるものでございます。この地方債を活用することによりまして、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

●篠原すみれ委員 消防ヘリコプター調達において、入札の公平性や競争性の観点から、機体と装備品の整備等を切り離して契約する必要があったこと、また、補正予算を計上することとなった経緯について理解いたしました。

あわせて、本市の消防航空隊が緊急消防援助隊に登録されていることを踏まえて、有利な地方債を活用しながら財政負担の軽減を図り、効率的な調達に努めていく考えについても確認できました。

続いて、補正予算の内容についてです。

予算の概要には、消防ヘリコプター調達に伴い、運用上必要となる装備品の整備等と記載されております。機体と運用上必要な装備品の整備等の契約を別契約とすることについては理解したところですが、今回の補正予算にはどのような内容が含まれているのか気になるところです。

消防局に事前に確認したところ、その内容は大きく分けて、1点目、ヘリコプターの部品や資機材などの装備品の調達、2点目として、ライセンス取得などの人材育成に係る経費の2点でございました。消防ヘリコプターの装備品は、機体と同様に長期間使用するものであり、救助される市民等の安全はもとより、搭乗する消防航空隊員の安全確保にも直結する重要なものです。

また、これらは市民の貴重な財産となることから、その内容についてもしっかりと説明すべきと考えます。

そこで質問ですが、今回の補正予算で計上している装備品にはどのようなものが含まれているのか、伺います。

●山本警防部長 運用上必要な装備品の内容についてお答えいたします。

消防ヘリコプターは、出動先で機体や機器などに不具合が発生した場合、故障原因を特定して修理が完了するまでその場から離陸することができないことから、速やかに修理するため、あらかじめ予備パーツを用意しておく必要があります。し

かしながら、全てのパーツを常備することは現実的ではないため、今回の補正予算では、現有機の故障実績や他都市の実績などから抽出し、納入まで長期間を要するタイヤや尾部回転翼、これは一般的にテールローターと呼ばれるものです。そしてバッテリーなどの重要な部品を厳選いたしました。そのほか、点検整備に必要な資機材や消耗品及び救急救助活動に必要な資機材が含まれております。

●篠原すみれ委員 補正予算で計上している装備品については、これまでの故障実績や納入まで長期間を要する重要な部品などを厳選しているとのことでした。

続いて、ライセンス取得などの人材育成についてです。

令和8年第1回定例会の予算特別委員会において、我が会派の森委員から2機体制による運航を実施するために、今後どのような取組が必要かと質問いたしました。それに対して市からは、必要な研修を計画的に受講し、消防航空隊員の育成を着実に進めることで、一日も早い新機体による通年運航体制の構築を目指したいとの答弁がありました。新たな機体の導入が進む中、その後、人材育成がどのように進められるのか気になるところです。

また、近年は様々な分野で人材不足が課題となっておりますが、消防ヘリコプターの運航に必要な操縦士や整備士についても、専門性の高い人材であることから、その確保は容易ではないのではと危惧しております。今後も市民の安全・安心な生活を守っていくためには、機体や装備品といったハード面の整備に加えて、それらを運用する人材の育成、確保を着実に進めていくことが重要であると考えます。

そこで質問ですが、新機体の運航に必要な人材の育成と確保についてどのように取り組んでいくのか伺います。

●山本警防部長 新機体の運航に必要な人材の

育成と確保についてお答えいたします。

ヘリコプターを運航するためには、操縦士や航空整備士として必要な基本的ライセンスに加えて、機種ごとに必要なライセンスを取得しなければなりません。新機体は、現有機と同機種ではありますが、各種機能の向上や最新の仕様変更が施された機体であるため、現有機のライセンスを取得している操縦士や航空整備士においても、最新の仕様に適合した専門研修が必要であり、製造メーカーの所在するイタリアにおいて受講させることとなります。

また、将来にわたり安定した通年運航体制を維持するためには、計画的に操縦士及び航空整備士を採用する必要があります。操縦士については、令和8年10月に基本的ライセンスを取得している2名の新規採用を予定しており、必要に応じ、現有機のライセンス取得及び専門研修の受講を進めてまいります。

●篠原すみれ委員 最後に要望です。

本市の消防ヘリコプターは、2011年の東日本大震災において被災地へ派遣されて、仙台市立荒浜小学校や中野小学校から200名を超える被災者を救出するなど、重要な役割を果たしてまいりました。以前、会派の議員数名で被災地を視察した際に、当時の対応を知る関係者の方から、今でも札幌市の消防航空隊に感謝しているとの謝辞をいただきました。本市の貴い消防活動に対して感銘を受けるとともに、地元の議員として大変誇らしく感じたのを今でも鮮明に覚えております。

また、消防ヘリコプターは、市内で発生する救急救助事案への対応はもとより、林野火災など北海道内の広域応援や大規模災害時における緊急消防援助隊としての活動など、本市の消防力にとって欠かすことのできないものです。今後も、こうした消防ヘリコプターの機動力と専門性を最大限発揮できるよう、機体や装備品の整備、人材の育成・確保を着実に進めて、札幌市民の期待に応える安全・安心な消防航空体制の強化を要望します。

て、私からの質問を終わります。

●**福田浩太郎委員** 私からも指定ごみ袋について質問させていただきたいと思います。

今日の新聞報道では、昨日、高市総理は、ナフサ由来の化学製品を含む石油製品について、年度を超えて供給継続が可能となると表明されました。ただ、私が聞くところでは、現場では、例えば水道工事業業者からは塩ビ管が手に入らない、また、スタイロフォームなどの断熱材が手に入らないため、外断熱の基礎工事ができずに住宅が建てられない、また、歯科医師からは、紙コップや紙エプロン、これはコーティングにナフサの関係のものを使うそうですが、こういう関係もあって手に入らない状況があるそうでございまして、ある意味、コロナ禍以上に深刻かもしれないという悲鳴にも似た声を聞いているところでございます。

資源エネルギー庁の今年4月の石油統計を基に書かれた新聞報道によりますと、国内で販売された原料ナフサは、前年同月比で35%減ったとのことでございます。また、供給についても、輸入されたナフサは同43%減、増やすと聞いていた国内の生産量ですら同22%減と少ないのでありまして、日本にあるナフサの量が足りていないのではないかと、また、国際的にも同様のことが言えるのではないかと推測されるところでございます。

今回、指定ごみ袋の製造経費の増加を理由に、1億9,000万円の補正予算を組んでおります。製造単価が上がったことがその理由と伺っておりますけれども、原料であるナフサ不足が取り沙汰されているところであり、予算が確保できたとしても、原料がなければ、そもそも製造ができなくなってしまうところでございます。

そこで質問させていただきますが、現状として、指定ごみ袋の原料であるナフサの確保について問題はないのか、お尋ねいたします。

●**中村環境事業部長** 指定ごみ袋の原料の確保についてお答えいたします。

指定ごみ袋の製造事業者からは、従来のルートでの調達に難しくなっているものの、代替ルートから原料を調達することは可能であると聞いております。

一方、こうした調達ルートの変更により、原料の調達価格が上昇するため、従来の価格による発注が困難な状況でありますことから、発注に必要な経費を算定の上、このたび補正予算案を計上させていただきましたところでございます。

●**福田浩太郎委員** ご答弁によりますと、ナフサの調達自体には代替ルートを使うなどして、現状としては問題がないということでございますので、一旦安心するところでございます。

さて、先ほどの質疑でもありましたけれども、5月27日に札幌市から指定ごみ袋の取扱店に対して、各店舗における購入制限や、それに伴う発注抑制について協力を求める通知を出したということでございます。取扱店は、店頭におけるごみ袋の販売を通じて市民の皆様と直接関わっていただいているわけですが、購入制限や発注抑制に対して、販売店、取扱店からはどのような声が上がっているのかも確認させていただきたいと思っております。

●**中村環境事業部長** 取扱店への対応についてお答えいたします。

5月27日以降に実施しております購入制限や発注抑制のお願いに対しましては、多くの取扱店からやむを得ないとお話をいただいている一方で、希望する発注量と出荷調整による実際の出荷量との差が大きい一部の取扱店からは、店頭での在庫への不安や戸惑いの声もいただいております。今後も取扱店に対しまして、きめ細やかに状況をお聞きするなど、ごみの収集や処理をしっかりと継続して、市民生活に影響が生じないように、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** 今後、札幌市の指定ごみ袋については、先ほど確認させていただいたように、製造事業者によると、工夫しながら代替ルー

トを活用して調達しているということでありまして、今後、必要量は納品されるのではないかと、いうことをまずは期待したいと思います。ただ、今後の国際情勢によっては、急に状況が変わる可能性もあると思います。今後とも情報収集を怠らず、しっかりお願いしたいということとともに、今、お話があった取扱店が困らないように、そして、特に市民生活に支障が出ることをないようにしっかりと対応していただくということを求めて、質問を終わります。

●山田一郎副委員長   ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●山田一郎副委員長   なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●山田一郎副委員長   なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●山田一郎副委員長   異議なしと認め、議案第1号中関係分は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 札幌市情報公開条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

●福田浩太郎委員   札幌市情報公開条例の一部改正について質問させていただきたいと思えます。

今から10年ほど前でございますけれども、中央市税事務所において、一部の請求者から膨大な公開請求がなされて、現場の職員が大変な労力と時間などの行政コストを費やして公開準備に追われ

ているということの報告を受けたことを記憶しております。何とかできないものかということで、私もいろいろやり取りをさせていただきました。当時、情報公開制度とは、市民の知る権利に応えるための制度であり、どれほど労力と時間を要しても原則対応せざるを得ないというご説明であり、納得はしたものの膨大な請求に対応する現場の重い負担や通常業務の円滑な遂行に生じる支障を考えると、私は制度の在り方に問題意識を持ち続けてきたところでございます。

今回、著しく不適正な請求を拒否するという改正を行うこととなったということでございますが、この10年間、現場では具体的にどのような事案が発生し、どのような課題が生じていたのか、今回の改正に至った経緯について改めて伺いたします。

●米森行政部長   今回の改正に至った経緯についてお答えいたします。

本市におきましては、一部の請求者から、公文書を見る気がなく、業務妨害や意に沿わない対応への報復等を目的とした大量の公文書の公開請求が長年繰り返し行われ、課題となってまいりました。こうした請求は、直近の令和4年度から令和6年度までの3年間で135件あり、その対応に推定で少なくとも数千時間を要しています。実際にはほとんど閲覧されることのない公文書の公開事務のためにこれほど多くの労力とコストが費やされることは、通常業務はもとより、他の適正な公開請求への対応をも著しく停滞させるものであり、市民サービスにも影響する深刻な事態であると認識しております。このたび、こうした事態を解消し、情報公開制度の適正な運営を確保するため、条例の一部改正を行うものとしたものでございます。

●福田浩太郎委員   135件、時間にして数千時間に及ぶ労力ということでございます。残念なことでありますけれども、条例の目的に反するような請求が長年にわたり継続し、そして、現場が過

大な負担を強いられているという状況にあることは理解いたしました。

また、今回の改正案では、カスタマーハラスメント請求の禁止、虚偽に関する規定も盛り込まれております。現に、カスタマーハラスメントが疑われるような対応の請求が繰り返されているとも聞いているところでございます。そうした不適正な対応の請求に対し、今回の改正に基づき適切に対処することは、現場職員の負担軽減のみならず、本来行うべき業務に注力できる体制の確保にもつながり、ひいては市民サービスの向上に資するものと考えるところでもあります。

ただ一方で、今回の改正は、公文書の公開を請求するという市民の権利に関わるものでありまして、行政の恣意的運用により正当な請求まで制限の対象となることはあってはならないものでございます。

そこで質問させていただきます。行政の恣意的運用を防ぎ、制度を適切に運用していくためにどのような措置を考えているのか、お尋ねいたします。

●米森行政部長 制度の適切な運用のための措置についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、正当な公開請求が制限されないよう、適切な運用を確保することが不可欠であると認識しております。そのため、今後、有識者による附属機関であります札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮り、目的違反請求及びカスタマーハラスメント請求の要件や具体例、現場での適用手順などを定めた審査基準を策定し、公表いたします。

また、実際の適用に当たっては、審査基準に沿って請求前後の請求者の言動などを記録し、客観的な証拠から組織として厳格に判断いたします。さらに、拒否や取消しの処分を行ったときは審議会に報告し、決定が適正に行われたことをご確認いただくこととしております。

以上のような仕組みにより、課題に的確に対応

しながら、適正かつ厳格な制度運用を行ってまいります。

●福田浩太郎委員 有識者による審議会によって要件などをしっかり定め、そして公開すると。そして、そうした基準をしっかりと審査して適切に運用していくと、審査基準に沿って客観性を持たせながら運用を行うということでありまして、行政の恣意的運用を防止する取組については理解するところでございます。

ただ、実際に請求者の言動などから、拒否などを行うかどうかの判断をするということ、これは現場で行っていかなければならないと思います。こういうことを判断する場合、非常に迷うことも想定される、そしてまた、現場の負担というものも心配されるところでございます。

そこで、実際に請求者への対応を行う各所管課に対するサポート体制、これも大変必要ではないかと考えますけれども、どのように対応していくのか、お尋ねいたします。

●米森行政部長 各所管課に対しサポート体制についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、特に目的違反請求については、一見して目的に反するかどうかの判断がつきにくいことも考えられ、各所管課において実際の対応に苦慮する場面も想定されます。

公開請求への対応につきましては、従来より行政部行政情報課において各所管課のサポートを行ってきておりまして、今回の改正後の運用に当たりましても、条例や審査基準の解釈、拒否決定の判断などにつきまして、引き続きサポートを行ってまいります。

また、カスタマーハラスメント請求への対応につきましては、拒否や取消しの決定を行う場合の意思決定の場面などにおきまして、同じく行政部で全庁的なカスタマーハラスメント対策を所管しております行政監察担当課においても該当性判断のサポートを行うことにより、各所管課において迅速かつ適切に判断できるようにしてまいりま

す。

●**福田浩太郎委員** サポート体制については、これまでの行政部の行政情報課に加えて、カスタマーハラスメントなどを専門としております行政監察担当課というこの二つの課がしっかりとスクラムを組んで現場を守っていくという力強い体制だと思ひまして、安心するところでございます。

今回の条例改正の趣旨が広く市民の皆様にも正しく伝わり、無用な隠蔽などの誤解を招かないよう丁寧な周知、そして運用実績の公表などを通じて透明で誰からも信頼される運用を心がけていただくよう要望いたします。

また、私の課題感といたしまして、情報公開制度に限らず、オンブズマン制度であったり、また、住民監査請求などにおきましても、一部の方から繰り返し請求などが行われて、対応する関係部署の過大な負担となっている状況も承知しているところでございます。住民の正当な権利を守ることはもちろん最優先でありますけれども、それによって貴重な行政の資源が奪われ、市民全体の利益を損なうことがあってはならないとも思うところでございます。他の制度におきましては、立てつけや運用の難しさがあることは承知しておりますけれども、今回の条例改正を一つの機会として、こうした現場の負担が解消される方向に進んでいくことを切に願ひまして、私の質問を終わります。

●**坂元みちたか委員** 私からは、今回の改正の実効性ということについて幾つか質問させていただきます。

市によりますと、一部の請求者から業務妨害や報復などを目的とするような大量の文書の公開請求がなされ、市の業務に著しい支障が生じているとのことでもあります。今回の改正は、このような条例本来の目的に反する請求やカスタマーハラスメントの手段として行われる請求に対して、請求拒否といった対応ができるよう規定を追加するものであり、その趣旨については理解できるもので

あります。

しかしながら、市の業務を妨害しようという悪意の請求者が、そう簡単には引き下がるとは思えない面もあるわけです。今回の拒否規定の新設によって、かえって悪意の請求者の対抗心を刺激して、業務妨害や報復がさらにエスカレートすることにもなりかねないのか心配するところであります。市の担当者の説明によると、目的違反請求やカスタマーハラスメント請求に該当するかどうかは、請求者の言動に基づき判断するということですが、そうであれば、業務妨害や報復目的、あるいは、カスタマーハラスメントと判断されるような言動を慎重に避けて、丁寧な態度を取りつつ大量の公文書を対象として請求を繰り返す行うなど、手口を巧妙化させるのではないのでしょうかという心配があるんです。

今回の改正の実効性について市の見解をお伺ひいたします。

●**米森行政部長** 今回の改正の実効性についてのご質問でございます。

今回の改正は、業務妨害や不当要求などを目的とした著しく不適正な対応の公開請求を禁止・拒否するものでございまして、拒否に当たりましては、請求者の言動などに基づいて適切に判断することとしております。そのため、困らせるために情報公開してやるですとか、情報公開されたくないのなら要求に従えなど、明白な言動を伴う請求に対して適切な対応が可能となり、また、抑止効果もあるものと考えております。

他方で、明白な言動がない場合でも、大量・反復の請求により業務に著しい支障が生じるのであれば、まずはそのことを丁寧に説明し、真に必要な文書への絞り込みを依頼する中で、目的違反などがなければ見極めることとなります。

●**坂元みちたか委員** 請求者に対して、請求内容の確認や絞り込みの依頼を行って、その中で請求者の言動から判断するというものであります。

とはいえ、相手が巧妙化してくれば、なかなか難しいところもあるのではないかなと危惧するところであります。

そもそもこのような不適正な請求が行われるのは、公開請求が無料になっていることも原因ではないでしょうか。公開請求を有料化することは、受益者負担や本市の財政状況などの観点から考えても、一般市民の感覚に近く、納得を得やすいと考えるわけであります。

そこで質問ですが、不適切請求を根本から解決するため、今後は公文書の写しの交付に係る費用だけではなくて、公開請求や閲覧に係る費用、これも徴収するべきではないかと考えますが、いかが伺います。

●米森行政部長 公文書公開請求におけます費用の徴収についてお答えいたします。

委員ご指摘の費用の徴収は、不適正な請求を抑制する上で一つの考え方であると認識はしております。しかしながら、情報公開制度は市民の知る権利に由来し、民主主義を支える重要な制度であり、できるだけ制限なく誰でも請求できることが重要であると考えております。そのため、本市としては、まずは全ての請求者に新たな負担を課すのではなく、客観的な事実に基づき、著しく不適正な対応であると認められる極めて例外的な請求に限り拒否処分を行うことが、現時点において適切な対応であると判断しております。

●坂元みちたか委員 部局のほうでも、民主主義の根幹たる公開条例や知る権利を大切にしていくために、まずはやはりこの無料は継続していくという、このスタンス自体は評価するべき点もあるかなと考えるところであります。

最後に、念のための確認なんですけれども、情報公開条例と知る権利は大切な市民の権利であります。念のため確認なんです、今回の改正で、ちゃんとしたというのか、悪意のない市民が札幌市の行政に関して知る権利を行使しようとしたときに、以前に比べて制約を受けてしまうというこ

とがあつてはならないと思います。そこを念のため確認したいんですが、いかがでしょうか。

●米森行政部長 委員のご理解のとおり、通常どおりの場合は制約はないと、このように考えていただいて結構でございます。

●坂元みちたか委員 通常の申立てに対しては、今までどおり変わらずできるということをもって安心したところでございます。なかなか難しい問題かとは思いますが、今までどおり、市民の知る権利や公開条例をしっかり遵守しながら、市の妨げになるものを上手に排除していただきたいなと思いを述べまして、私の質問を終了いたします。

●山田一郎副委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 それでは、採決を行います。

議案第8号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 異議なしと認め、議案第8号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後2時17分

再 開 午後2時19分

---

●山田一郎副委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3次札幌市景観計画(案)についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受け

ます。

●稲垣都市計画担当局長 これより、第3次札幌市景観計画（案）につきましてご報告させていただきます。

現行の計画は平成29年に策定しておりますけれども、策定からおよそ10年が経過し、都心部などで様々な開発が進展していることなどを踏まえまして、計画の見直しに向けて、令和6年度より景観審議会のご意見を伺いながら検討を重ねてきたところでございます。このたび計画の見直し案を取りまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、都市計画部長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

●小林都市計画部長 資料1、第3次札幌市景観計画概要版（案）に沿って説明いたします。

1ページをご覧ください。

本計画の構成についてです。第1章から第11章までの本編と、具体的な基準等を定めた別紙1から4及び用語集などの参考資料により構成されております。本編では、札幌の景観の特徴を踏まえた方針や建築物、公共施設、景観まちづくりなどの具体の各取組について記載し、別紙では、具体的な届出対象行為や景観形成基準等を定めております。

2ページをご覧ください。第1章は、計画の目的と位置付けを記載しております。

本計画は、札幌市の行政区域全域を対象とした、景観形成の総合的な指針であり、景観法に基づく良好な景観形成に関する計画として定めます。計画期間は、おおむね20年後の令和27年までとしております。

3ページをご覧ください。第2章は、この計画のポイントについて記載しています。

前計画で導入した仕組みを継続しつつ、札幌らしさをより感じられる景観形成に重点を置き、これに向けた取組として、眺望、夜間景観、雪・冬

季の景観に着目した都市の魅力向上を目指す取組を推進いたします。

また、敷地周辺の大きな特徴を捉えたきめ細やかな景観誘導を行うため、市街化区域内を四つのゾーンに区分し、この区分に応じた景観形成基準を新たに追加いたします。

あわせて、これまでの取組結果や大規模な開発による新たなまち並みの形成など、近年の社会情勢の変化を踏まえ、各取組の改善・強化を図ってまいります。

4ページをご覧ください。第3章は、札幌の景観の特徴についてまとめており、取組の前提となる札幌の景観の姿を「地形・自然」「都市の成り立ち」「街並み」「活動・営み」の四つの要素に分けて整理しております。

これらの要素を個別に捉えるのではなく、これらが重なり合って、全体として都市の魅力につながっていくという、重層的に捉える視点が大切であると考えております。

5ページをご覧ください。第4章は、計画の基本理念・目指す姿・基本姿勢について記載しています。

札幌市景観条例の基本理念に基づき、札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指す姿として掲げております。

具体的には、景観の土台となる地形・自然や都市の成り立ちが大切にされていること。

場所ごとの街並みや活動・営みが個性豊かに変化を重ねまち全体の魅力が高まっていること。

そして、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観が創られ磨かれていることの三つをお示ししております。

その実現に向けた取組に当たっては、対話により取組を行う、対話の実践、市・市民・事業者が相互に協力・連携する市民・事業者・行政の協働を基本姿勢として進めています。

6ページをご覧ください。第5章は、良好な景観の形成に関する方針を記載しております。

札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針を3章でご説明した要素ごとに示しております。街並みの特徴を踏まえた方針においては、中段右側に記載のとおり、新たに市街地を都心ゾーン、一般市街地ゾーン、山地のみどりに近接するゾーン、工業地・流通業務地ゾーンの四つのゾーンに区分しております。

例えば、都心ゾーンでは、洗練された活力とにぎわいのある景観を、山地のみどりに近接するゾーンでは、みどりの豊かさを生かした落ち着いたきのある景観を形成するなど、それぞれの都市機能や地形の特徴を生かした景観形成を図ってまいります。

7ページをご覧ください。7ページでは、特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針として、景観計画重点区域として指定している大通地区、札幌駅前通北街区地区、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区の4地区や現在7地区ございます景観まちづくり推進区域においては、それぞれ個別に方針を定めることをお示ししております。

8ページをご覧ください。第6章は、建築物等の景観誘導の取組を記載しております。

具体的には、大通公園の在り方の策定などを踏まえ、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手いたします。

また、景観プレ・アドバイスを活用した景観誘導は、周辺の景観に与える影響が大きい一定規模以上の建築物の新築等について、構想段階や設計段階から専門家が関わり助言を行うもので、平成29年に制度化したのですが、よりよい景観の形成に向けて、対話を重視した前向きな仕組みとして引き続き運用してまいります。

9ページをご覧ください。夜間景観の創出について、景観形成基準を補完するガイドラインの策定を検討することとしております。

また、屋外広告物について、デザインの考え方や取組事例を示すガイドラインの策定を検討するほか、景観形成上の影響が大きいデジタルサイネ

ージについて、景観保全型広告整備地区における基準の策定を検討してまいります。

10ページをご覧ください。第7章は、公共施設等に関する取組を記載しております。

道路や公園などの公共施設等が良好な景観形成において、先導的な役割を果たすことができるよう、協議による景観誘導の取組を行います。

また、本市の景観形成に特に先導的な役割を果たすことが見込まれる施設などを景観重要公共施設として定める場合の要件等の指針を記載しております。

11ページをご覧ください。第8章は、景観資源の保全・活用に関する取組を記載しております。

地域の景観を特徴付けている建造物や樹木について、景観重要建造物等の指定や市民等へ広く周知を図る活用促進景観資源への登録を推進いたします。

あわせて、その維持・保全に要する経費の一部助成や景観アドバイザーの派遣などの支援を行ってまいります。

12ページをご覧ください。第9章は、地域ごとの景観まちづくりに関する取組を記載しております。

地域が目指す目標に応じて関連制度の活用や景観まちづくり指針の策定に向けた検討や支援を行うほか、体験型イベントの実施などの普及啓発、景観まちづくり活動に対する助成金の交付などによる支援を行ってまいります。

13ページをご覧ください。第10章は、都市の魅力向上を目指す取組で、今回の計画改定のポイントになる部分でございます。

「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」に着目し、景観形成基準に新たな基準を定めて、届出・協議による誘導を行うほか、景観資源を活用した普及啓発などの取組を行います。

眺望については、札幌の眺望を代表する景観配慮が求められるさっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望と大通公園と札幌駅前通の交点付近から

東方向の眺望を重点眺望として設定いたしました。重点眺望については、右上のイメージ図にあるように、見通しの連続感を形成するため、建築物高層部のセットバックを求めるなど、景観ブレ・アドバイス制度を強化し、事業者との対話による誘導を行います。

また、中段の夜間景観の取組では、場所の特性に応じた照明による演出を、下段の雪・冬季の景観では、雪の美しさを見せることができる仕掛けなどを求めています。

最後に、14ページをご覧ください。第11章は、計画の推進及び別紙についてです。

推進管理としては、主要な視点場での定点観測による景観の変化と札幌の景観を魅力的だと思う市民の割合を毎年把握し、おおむね5年をめぐりに検証を行ってまいります。

別紙には、景観計画区域等における届出対象行為と景観形成基準や札幌の景観色70色を用いた色彩景観基準などについて記載しており、今回の改定により、基準の細分化やゾーンごとの基準の追加等を行っております。

●山田一郎副委員長    それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●藤田稔人委員    第3次札幌市景観計画（案）について、質問させていただきます。

景観と一口に言っても大変幅広い概念だなと思いつながりながら計画案を拝読させていただきました。

私ごとでございますけれども、道外のゲストが来たときに必ず連れていくところは大倉山でございます。本日のように晴れた日には、大倉山のジャンプ台の上から大通公園に向かってきれいに、まさにこの眺望というところ、大変すばらしい景観が広がっているなど。あるいは夜景や雪という言葉もございましたけれども、大倉山は冬花火というのがございますけれども、そういった本当に魅力的な場所が大倉山かなと思ったりもしております。

観光の要素とも関わってくると思いますし、少し残念かなと思っているのは、その反面、札幌市民が本当によく行く場所かというところ、なかなか足を運ばなかったりもするのかと思ったりもするので、ぜひ札幌の地元の方々にもっともっとこういったところを楽しんでいただきたいなと思ったりもしているところであります。

それでは、本題に入っていきたいと思っておりますけれども、ただいま第3次札幌市景観計画（案）の概要についてご説明いただきました。

本市では、昭和56年から約45年にわたり景観施策が展開され、様々な取組が進められてきたと承知しております。

一方で、前回の計画から現在にかけて、札幌を取り巻く環境が大きく変わっております。人口減少局面を迎えたこと、都市のリニューアルが進んでいること、脱炭素化の機運が高まり、急速なデジタル化の進展、コロナ禍を経た市民の価値観やライフスタイルの多様化など、社会全体の潮流が変化していると考えております。

これらを踏まえた都市づくりでは、今年3月に見直した都市計画マスタープランにもあるように、既存の都市基盤や良好な自然環境などの要素を有効活用し、これまで築いてきた札幌の特徴や強みを生かして、魅力と活力を創出していく必要があると考えております。

こうした大きな時代や環境の変化がある中で、札幌の魅力を発信する上では、札幌らしさを際立たせる景観をより強化するための取組も重要であります。

先ほど、眺望など札幌らしさを感じられる景観形成を重視した取組を進めていくことなど、今回の計画の見直しのポイントについて、ご説明がありました。

そこで質問ですが、今回の景観計画の見直しの背景にある問題意識について、具体的にお伺いさせていただきます。

●小林都市計画部長    見直しの背景にある問題

意識について、お答えいたします。

見直しに当たっての問題意識としましては、現計画の策定から10年が経過する中で、都市開発の進展や社会状況の変化などがあり、そうした変化により、的確に対応した景観の誘導を図る必要が生じたことが挙げられます。具体的な変化としては、主に都心部において、建て替え更新により大規模かつ高層建築物が多数建設されていることや再生可能エネルギーの利用拡大により、建築物への太陽光発電設備の設置が増加していること、また、デジタルサイネージの普及により、動きのある広告がまちなかで増加していることなどがあります。

今回の見直しでは、こうした状況の変化に対応し、都市としての魅力を一層高めるため、新たに札幌らしさをより感じられる景観形成として、眺望などの取組を盛り込むとともに、景観形成基準の拡充等を図ったものでございます。

●藤田稔人委員　ただいまの答弁で大規模かつ高層建築物の建て替えが進んでいるとのお話がありましたが、これらの再開発の機運は今後も続いていくことと考えておりますし、札幌のまち並みも変わっていくことと思っております。

例えば福岡では、福岡空港との位置関係から、建物の高さがある程度そろそろ整ったまち並みが形成されておりますが、札幌都心部では高さ規制がなく、自由な開発が可能になっております。また、個々の建物のデザインについて、冒頭の札幌らしさということを考えたときには、果たして札幌の景観の特徴を踏まえたものになっているだろうかという疑問を持つこともあります。また、都心部の超高層共同住宅、いわゆるタワーマンションについては、コミュニティーの観点や防災上の観点など、様々な問題があると考えておりますが、多くの人々が行き来する場所にもかかわらず、低層部を居住者専用の閉じた空間とする例もあり、まちのにぎわいの連続性が分断されているという点で、景観上も問題があると考えておりま

す。

様々な分野横断的な検討が必要であると考えておりますが、令和8年第1回定例会予算特別委員会で、今後、都心における居住機能の誘導に関しては、土地利用計画制度等の運用の見直しを進めていくという答弁もあったところであります。

そこで質問ですが、景観施策としては、札幌らしい都心の景観を創出していくために、今後どのような方向性で臨んでいくのか、その基本的な姿勢について、伺いさせていただきます。

●小林都市計画部長　都心における景観施策の取組方針について、お答えいたします。

都心の景観は、札幌の都心イメージを印象づける重要な要素であるため、今後の景観形成を進める上では、社会情勢の変化に対応し、より効果的なアプローチが必要と考えております。景観施策としては、土地利用施策との連携がより効果的と考えておりますことから、双方の施策を連携させ、都心の魅力を高めていくことを取組の方針といたしております。

具体の施策としては、今年度は新たな都市計画マスタープランや都心まちづくり計画に基づき、土地利用計画制度の運用に関する方針などの見直しを進める予定であり、この見直しの中で、景観形成の観点からも検討を深める考えでございます。

●藤田稔人委員　都心部での景観誘導の方向性について、土地利用施策と連携することなどを検討していくということでありましたので、今後、適時確認させていただきたいと考えております。

今回の改定では、夜間景観など夜のまち並みの取組に焦点が当たっておりますが、札幌は初夏の時期は日がとても長く、先週末までライラックまつりやラーメンショーも開かれておりましたが、早朝から夜間まで花の香りを感じながら楽しむことができるすばらしいまちだと実感しております。

私は、美しいまちは、安全・安心なまちと考え

ており、花が咲いている環境をつくることで、地域の治安維持やコミュニティーの活性化につながると考えております。この4月に札幌市は、Well-Moving City SAPPORO 2045ビジョンを定めましたが、札幌らしく四季を通じて歩かさるには、まちに四季折々の彩りがある花を増やしていくことも有効なことであると考えております。街路樹や道路の花壇などはもちろんのこと、歩道に面した建物の低層部をまちに開いたり、敷地際に花を植えたりするなどのしつらえも美しいまちの形成に貢献することと考えております。

そこで質問ですが、歩行者の目を楽しませる景観形成について、どのように誘導していくのかお伺いさせていただきます。

●小林都市計画部長 歩行者の目を楽しませる景観形成について、お答えいたします。

改定案では、遠くから眺める景観だけではなく、歩く人の目線に近い景観についても、より魅力的になるよう、景観形成に関する基準の具体化や拡充を行っているところでございます。

具体的には、歩行者からの見え方として重要になる歩道に面した部分のしつらえや公開空地などのオープンスペースについても季節を感じられる樹種や草花を取り入れることや緑視率が上がるよう効果的に緑を配置することなどを新たに基準に定めたところでございます。

これらの実現に向け、建築主や事業者との丁寧な対話を通じて、歩行者の目を楽しませる魅力的な空間の創出を誘導してまいりたいと考えています。

●藤田稔人委員 季節を感じられる樹種や草花を取り入れることや緑を効果的に配置するというようなご答弁でありました。

計画案の中では、花を含めてみどりと総称しているようでございましたけれども、個別具体の施策を考えるときに、緑と花というのは、ある程度使い分けていくことも重要ではないかなと思いな

がら、今回の計画を拝読しておりました。

魅力的な歩行者空間の創出に向けては、道路など、公共的な空間の活用について、市が全てを行うのではなく、例えば福岡市の一人一花運動のように、コミュニティー活動や企業の社会的責任、CSRに取組企業の一環として、市民や企業も参画していくようなこともまちが美しくなっていくために、そして地域コミュニティーの強化や地域の活性化につながるためにも重要であると考えております。

このように誰が景観をつくるのかといった観点も加えながら市民や企業との連携についても検討し、より一層魅力的な都市空間の創出に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

●篠原すみれ委員 私からも、第3次札幌市景観計画（案）について、質問いたします。

さきの令和6年第1回定例会の予算特別委員会において、私は、景観計画に基づく取組の検証の必要性や前計画の課題への対応について、質問いたしました。それに対して市からは、札幌ならではの特徴を捉えた新たな視点の追加や施策の充実を検討していくとの答弁でした。

今回、示された素案では、まさに札幌らしい視点として、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に焦点を当て、都市の魅力向上を図る方針が掲げられています。先ほどのご説明でもポイントとのことだったと思います。

さて、初めに何うのは、眺望に関する取組についてです。

この取組を進めるに当たっては、どこから見た景観をよくしていくのかという眺める場所の設定、いわゆる視点場の設定が極めて重要になると考えます。計画案では、景観誘導を行う視点場として札幌の眺望として広く認識されている景観の中から、七つの視点場が選定されています。その中でも特に景観への配慮や創出を重点的に行う重点眺望として、さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望、つまりテレビ塔から大通公園の西方向

を見た眺望と大通公園と札幌駅前通の交差する地点から東の方向、テレビ塔の方向を見た眺望の2地点が位置づけられています。

そこで質問ですが、この2地点を重点眺望として定めた理由について伺います。

●小林都市計画部長 重点眺望の選定理由について、お答えいたします。

二つの重点眺望については、いずれも第3次都心まちづくり計画で、はぐくみの軸に位置づけられた大通及びその周辺を望む眺望として重要であり、観光客の多くが撮影スポットとするなど、広く認知されている眺望でございます。

また、都心における開発の進展により、今後、これらの眺望が変化することも考えられることから、今回、重点眺望と位置づけたものでございます。

●篠原すみれ委員 選定理由については理解いたしました。いずれも認知度が高く、今後の都心まちづくりにおいても極めて重要な場所であるとも認識いたしました。

まちを歩く中で、ふと顔を見上げたときに見える景色や高い視点場から見渡す都心の姿など、多角的に楽しめる美しい眺望は、本市のまちの印象を形づくる重要な要素です。

私自身、他都市から仕事や観光で本市を訪れた方々から、札幌は空が広くて気持ちがいいねと言われることがあり、大変誇らしく感じているところです。

こうした札幌らしい魅力を将来にわたって守り育てていくためにも、開発に伴い、建物の更新や建て替え、高層化が進む中で、空の広がりや見通しのよさをしっかり確保していくことは、都市ブランドの向上に欠かせない視点であると考えます。

そこで質問ですが、今回、定めた二つの重点眺望について、その魅力を向上させるための手法と誘導の方向性について伺います。

●小林都市計画部長 重点眺望の魅力向上の手

法と誘導の方向性について、お答えいたします。

魅力向上の手法といたしましては、眺望に影響を与える開発に対し、建築計画の初期段階に専門家が関与する景観プレ・アドバイス制度を活用するとともに、景観形成基準を拡充することとしております。誘導の方向性としては、一つ目のさっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望については、大通公園を俯瞰し、山並みを見通す眺望であることから、建物の高層部のスリム化や建物頂部のデザインの工夫などを基準に定め、都市と自然の近さを感じられる景観を誘導していきます。

二つ目の大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望については、テレビ塔のシンボル性が引き立てられた眺望であることから、周辺建物の配置や形態、夜間のテレビ塔のライトアップ等への配慮などを基準に定め、テレビ塔とその上空に広がる空の美しい眺望が保たれるよう誘導してまいります。

●篠原すみれ委員 今でも観光客の方が大通公園の付近で、記念撮影している姿をよく見ます。この新たな基準によって、テレビ塔や山並み、そして空への美しい眺望がしっかりと保たれて、本市の都市ブランドの向上に大きく寄与するものと期待するところです。

一方で、都心まちづくり計画で位置づけられている、ほかの骨格構造に目を向けると、今回の2地点に限らず、次世代に引き継ぎ、磨き上げるべき優れた視点場は、ほかにもあるのではないかと感じます。今回の2地点での取組を契機として、今後は市民の声も取り入れながら、ほかの重要な視点場についても対象を広げていくことを積極的に検討していただくよう要望いたします。

次に、きめ細やかな景観誘導を行うためにどうされていくのか、その考え方についてです。

本市では、これまで建築物や工作物の景観誘導に当たり、全市を対象とした景観形成基準を設けるとともに、都心部の一部において、景観計画重点区域を指定しております。

また、市内7地域での景観まちづくり推進区域の設定を通じて、地域特性に応じた景観形成基準が運用されてきたところです。

今回の素案では、これまでの取組をさらに発展させ、よりきめ細やかな景観誘導を行うため、新たに市街地を四つのゾーンに区分し、それぞれに応じた基準を追加することとされています。

そこで質問ですが、今回、新たにゾーン区分を設けた意図について伺います。

●小林都市計画部長 新たなゾーン区分の設定意図について、お答えいたします。

現計画における景観形成基準は、全市共通の内容と景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域という特定の小さなエリアを対象とした内容の二つの枠組みで運用してきたところでございます。しかし、市内には様々な機能が集積する都心や緑豊かな自然と隣り合う住宅地、製造業などを支える工業地など、景観上の特徴が異なる様々なエリアがあることから、これらのエリア特性に応じた誘導を図るべきと考えたところでございます。

そこで、山地や丘陵などの地形とエリアの特性により市街地を四つのゾーンに分け、それぞれのゾーンに応じた基準により、地域の景観の特徴を景観形成に生かすこととしたものでございます。

●篠原すみれ委員 今回、ゾーン区分を取り入れたことで、景観誘導の基準が三つの層できめ細かく構成されるとのことですので、それぞれの地域特性を踏まえて、適切な誘導に取り組んでいただきたいと思います。

最後に要望です。

本市には景観色70色という札幌独自の色彩の基準があり、色からまちを考えるきっかけとなるよう、札幌らしい特徴を表現したカラーチャートがございします。これは市民にも親しみやすい大変いい取組だと評価しているところです。それにより、市民の皆様が景観について考える一つのきっかけとなることを期待しております。

今回の改定でも、色彩景観基準が継続して運用

されていくとのことですが、答弁にもあった眺望に関する景観形成や、きめ細やかな景観誘導に当たっても、この景観色70色をしっかりと活用し、市民とともに、景観まちづくりの活性化に取り組んでいただきたいです。

景観形成は、その効果が目に見えるようになるまで長い年月を要する取組であります。今後もその効果を丁寧に検証しながら、さらなる充実につなげていただくことを要望し、私からの質問を終わります。

●福田浩太郎委員 私からも2点ほど、お尋ねをさせていただきたいと思います。

最初に、雪がある中での魅力ある夜間景観の誘導について、お話をさせていただきたいと思います。

今回の見直しでは、都市の魅力を高める重要な取組として、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に焦点を当て、施策を展開されるとのことでありす。特に札幌の冬は日没が早く、夜間が長いという特性があります。市民の生活や観光の面からも、夜間の照明が持つ役割は極めて大きいと考えるところでございます。

近年、防犯や省エネの観点から街路灯などのLED化が進んだ結果、かつての温かみのある電球色から明るい白色光への切替えが徐々に進んでおります。これにより、安全性や明るさは確保されたものの、一方で、どこか冷たい印象を受けることもあり、北国の冬だからこそ、もう少しまちに温かみが欲しいと感じるところでもあります。

夜間の歩行環境などを維持することはもちろんなんですけれども、今後、策定を検討しているという夜間景観のガイドラインにおいては、札幌の最大の強みである雪を生かして、どのように魅力ある景観を創出していくかが重要になると考えるところであります。

そこで質問させていただきます。

積雪期における照明計画、言わば雪がある中での照明の在り方という本市ならではの特有の課題

に対し、今後どのような方向性で、魅力ある夜間景観へと誘導していくお考えなのか、見解をお尋ねいたします。

●**小林都市計画部長** 雪がある中での魅力ある夜間景観の誘導について、お答えいたします。

雪の降る札幌において、電球色に温かみを感じるとのご指摘は、今後の景観づくりにおいて重要な視点であると考えております。今後の夜間景観の誘導の方向性としては、単に明るく照らすだけではなく、場所や用途、地域の特性に応じた光の演出などについて、ガイドラインを策定することを検討しております。

具体的には、例えば歴史的建造物の周辺などでは、温かみのある電球色に近い光を用いて、雪の中に情緒的な空間を創出することや、広場などでは、雪の美しさが映えるよう効果的に照明を活用することなど、場所や用途に応じた内容を盛り込むことを想定しております。

●**福田浩太郎委員** 場所や用途、そして地域特性に応じた光の演出など、ガイドラインの作成を検討するということでもあります。期待したいと思っています。完成した際には、ぜひ私にも見せていただいて、私のほうでも道路や街路照明について応用ができるかどうか調査研究してみたいと思うところでございます。

次に、景観資源の活用に関する取組についてもお尋ねしたいと思います。

私の地元の手稲区は、大変自然が豊かであり、手稲区のシンボルである手稲山山頂から望む広大な石狩平野と美しい海岸線を描く石狩湾の大パノラマをはじめ、また、ごみ埋立処理場跡地につくられた山口緑地からは、手稲山の稜線と日本海が同時に見られる爽快な景色など、自慢の景観があります。

このように様々な名所、魅力的な風景をつくり出す活動があるのが私ども手稲区です。これらの景観資源のうち、前田森林公園、そして、ていね夏あかりの2件が活用促進景観資源として登録を

されているところであり、誇らしいところでもあります。私どもの手稲区だけでなく、全市的にもメジャーなスポットから地域の方しか知らない、知る人ぞ知るものまで、まだまだたくさんの景観資源があると思われるところであります。

今回の改定を機に、もっと登録を増やしていくべきだと思うわけですが、今後どのように景観資源の活用を進めていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

●**小林都市計画部長** 景観資源の活用の進め方について、お答えいたします。

景観資源は、地域の人がまちへの愛着を高め、地域の歴史や文化を知ることができる本市の良好な景観を形成するための大切な資源でございます。景観まちづくりのきっかけにしたり、景観に関する興味・関心を高めることに活用するため、今後も景観資源の登録を促進していくことが重要と認識しております。

例えば、札幌軟石を使った景観資源をまとめて、ストーリー立てで紹介するなど、さらに効果的な情報発信に努めてまいる考えでございます。

●**福田浩太郎委員** 景観は大切な資源であるということで、登録促進の重要性について確認をさせていただきました。また、効果的な情報発信に努めるということをお大変よい取組だと思います。

例えば重ねて恐縮ですが、さきに今日、紹介をいたしました山口緑地からの眺望は、札幌国際芸術祭の重要な概念、都市と自然を象徴する景観と言えるのであり、都市の成り立ちによりつくり出されたストーリー性のある景観資源として活用ができるのではないかと思うところでもございます。

このほか多くの資源があると思いますが、今後の取組に期待して、質問を終わります。

●**太田秀子委員** 私からも1点質問いたします。

見直し後の景観計画第10章では、眺望の魅力向上を目指す取組について記載をされています。眺

望という観点で新たな取組を進めるのは、初めてのことです。

第4章計画基本理念・目指す姿・基本姿勢では、札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指すとされています。景観形成の対象とする眺望、とりわけ重点眺望として、さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望と大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望があります。現在、さっぽろテレビ塔展望台からは、西の山並みが途切れることなく見えます。札幌の魅力は、都市の中の自然であり、重点眺望として生かしていくべきだと考えております。しかし、都市計画では、都心中心部には高さ制限はなく、2029年竣工予定で進んでいます大通西4南地区の再開発事業SAPPORO ONEは、高さが約185メートルと、テレビ塔展望台から見た西の山並みの稜線が一部途切れてしまいます。SAPPORO ONE、サツワンと言うそうでもありますけれども、地上36階建て、駅前通りと大通公園の交差部に位置し、商業施設やオフィス、ホテルなどが入ったビルが建設されると聞いています。景観計画案では、街並みとの調和が取れるようテレビ塔展望台の高さである90メートルのラインを超える場合は、その超えた部分の頂点のデザインを工夫するとか、また、サツワンでも行うようですけれども、高層部をセットバックするなどの誘導を進める内容となっています。

私は、セットバックでいいのかと思っております。先ほど都市の中の自然を重点眺望として生かしていくべきと、私、言いましたけれども、それは都心でも空が広く見えて、山並みがきれいに見えること。目に入る範囲が広いという眺望を重点として守ってほしいと思うからなんです。

これまでの質疑でも出ていましたけれども、やはり歩行者からどう見えるのか。それから空が広くて気持ちがいいところが魅力だと。景観が保たれるべきだという質疑が今も繰り返して行われま

した。

例えばサツワンで言えば、27階から35階の高層部はホテルの計画のようです。ホテルからは山並みがきれいに見えるけれども、テレビ塔からは欠けてしまうということが起こるのではないかと思います。

今後もこのような開発が続いていきますと、都市と自然が隣接・調和しているという札幌ならではの景観の魅力とアイデンティティーを損なうことになるのではないかと思います。

都市計画には、都心中心部に高さ制限がありません。景観計画による誘導にも、高さ制限はないです。

そこで伺いますけれども、重点眺望の魅力向上に当たり、大通公園周辺では、高さ自体の制限を検討する時期ではないのかと考えるのですが、いかがお考えを伺います。

●小林都市計画部長 大通公園周辺の高さ制限について、お答えいたします。

大通公園と沿道建物がつくる景観は重要であるとともに、都市の中心において都市機能の集積を図る観点も重要であると考えております。そのため、このエリアでは、これまでもあらかじめ高さ制限を定めておくのではなく、景観プレ・アドバイス制度や地区計画などの土地利用計画制度を活用しながら、良好な景観形成と高度利用の両立を図ってきたところでございます。

今回の見直しで、新たに重点眺望を位置づけて、プレ・アドバイスの協議対象を広げ、景観形成基準の詳細化が図られたことから、今後は、この新たな枠組みと土地利用計画制度を適切に活用することにより、個々の開発を適切に誘導し、重点眺望の魅力向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

●太田秀子委員 札幌らしさが大事だという質疑も繰り返されてきましたけれども、そして、計画の中にも、札幌らしさをより感じられる景観形成という文言もありました。やはり開発を誘導す

るというお言葉も今ありましたけれども、最初の質疑でもあったように、都心の再開発、大規模とか、高層建て替えとか、そういう話もありましたので、やはりそっちが優先されていて、札幌らしさそのものを緩和すると聞こえるわけです。調和という話もありますけれども、計画の中では、まち並みとの調和が取れるよう、テレビ塔展望台の高さは90メートルを基準にしています。しかし、そこを超えたらデザインの工夫などでいいということになっているんです。90メートルまでならいいとするのなら、それ以上は駄目なんじゃないかと私は思うわけです。都心部での開発の利益を還元するということは、それはやはり市民のためであるべきだと思うんです。

都心でも山並みが見え、圧迫感がないというのがとても大事だと思っていて、大通公園でくつろぐと空が広く見える、これが札幌の魅力なわけですから、市民がそれらを札幌らしい、魅力だと誇れる計画にしていってほしいということを求めて質問を終わります。

●山田一郎副委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●山田一郎副委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後3時2分

再 開 午後3時3分

---

●山田一郎副委員長 委員会を再開いたします。

最後に、「さっぽろヒグマ基本計画2023」の一部改定についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●加茂環境局長 本日は、さっぽろヒグマ基本計画2023の一部改定につきまして、説明をさせて

いただきます。

昨年度は、札幌市内において、過去最大のヒグマ出沒件数及び捕獲件数を記録し、人身事故も発生するなど、市民の安全・安心が脅かされる極めて厳しい1年となりました。

また、国においても、緊急銃猟制度の創設やクマ被害対策ロードマップを提示し、クマ類への対策を強化しているところでございます。

これらのヒグマを取り巻く環境の変化に対応し、市民の皆様の安全・安心を確保するため、有識者会議等において検討を重ね、計画の改定案を取りまとめましたので、本日、この総務委員会に報告をさせていただきます。

それでは、計画改定の概要につきまして、環境管理担当部長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●長野環境管理担当部長 それでは、さっぽろヒグマ基本計画の一部改定について、資料を用いてご説明いたします。

まずは一部改定の背景についてでございます。

1枚目、資料上段をご覧ください。本計画は、令和5年3月に策定した5か年計画で、令和9年度までを基本計画期間としております。

主な対策としましては、地域を四つのゾーンに分け、資料の赤字でお示ししております市街地ゾーン、オレンジの市街地周辺ゾーン、青の都市近郊林ゾーン、緑の森林ゾーンに分類し、ゾーンに応じた施策を実施するゾーン管理を行っております。

また、中央区、南区、西区の一部で、市内で特に人とヒグマの場所が近い地域をヒグマ対策重点エリアとし、ヘア・トラップ等のモニタリングを行い、エリア内では、都市近郊林・森林ゾーンでも低密度化を図ることとしております。

続きまして、ヒグマ対策を取り巻く環境について説明いたします。

資料下段にお示しましたとおり、昨年度のヒグマ出沒件数・捕獲頭数は、共に令和6年度以前

より大幅に増加しております。全国的にも被害が多発したことから、鳥獣保護管理法が改正され、緊急銃猟が開始となりました。

また、北海道でも、北海道ヒグマ管理計画が改定され、さらに令和8年3月には、関係閣僚会議において、クマ被害対策ロードマップが策定され、令和12年度までの地域別捕獲目標数が設定される等、具体的な対策が示されました。

こうした状況を踏まえ、市街地への出没増の対応が急務でありますことから、計画期間内ではありますが、一部改定を行い対策の強化をするものであります。

続きまして、2枚目の資料をご覧ください。まず第一に、ゾーニング管理の一部見直しを行います。

表にお示ししましたとおり現在の計画では、市街地ゾーンでは、侵入・定着を許容しない。市街地周辺ゾーンでは、侵入を抑制する対策、例えば誘引物の除去、電気柵の設置、草刈り等を行いながら定着を防止する。例えば追い払いや見回り、問題個体の捕獲などを実施するということをしております。また、都市近郊林ゾーンでは、侵入はある程度許容しつつ、定着を抑制するための草刈り等を実施することとしております。そして、森林ゾーンでは、ヒグマの生息を担保するというようにしております。

改定後の計画では、対策の拡充を図るため、市街地周辺ゾーンを準市街地ゾーンへと名称変更し、対策を強化して、防除対策を図りつつ、ヒグマの侵入・定着を許容しないゾーンといたします。

具体的には、資料の左下にオレンジ色でお示ししましたとおり、電気柵等で農作物など、誘引物の防除対策を徹底した上で、侵入した個体は速やかに駆除するなど、出没時の対策を強化いたします。

また、都市近郊林ゾーンについても対応を強化しまして、侵入を抑制・定着を防止することと

し、低密度化に向けた計画的な捕獲や緩衝帯の整備を行うとともに、ゾーンの範囲を従来の市街地ゾーン周辺から市街地ゾーンと準市街地ゾーンの周辺へと拡大いたします。

出没時の対応と並行して、将来に向けた継続的な捕獲技術者の確保と庁内体制についても検討いたします。札幌市の場合、現在は猟友会や専門家等と良好な関係を築いておりますが、都市での捕獲は難易度の高い技術を要するものであり、継続的な技術者の確保が必要でございます。さらに団体の活動を適切に評価したり、効果的に対策を推進していくための庁内体制も必要でありますことから、今後、検討を進めてまいります。

また、重点エリアの対策見直しも行います。資料右下をご覧ください。

現在、重点エリアでは、電気柵の設置等侵入抑制策を中心に行っておりますが、特に登山や観光としての利用が多い藻岩山や三角山を有するエリアの東側においては、計画的な捕獲により、低密度化を図る等の対策強化を行います。

本計画の一部改定により、市街地及びその近辺でのヒグマ出没対応及び侵入抑制策を強化し、市民の安全・安心をしっかりと確保してまいります。

●山田一郎副委員長     それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●藤田稔人委員     さっぽろヒグマ基本計画2023の一部改定について、質問させていただきます。

国は、2026年3月に、クマ被害対策ロードマップを策定し、2030年度までに恒常的生息域の自治体におけるゾーニング管理計画の策定率を100%にするという目標を掲げております。

また、4月に策定された特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインのクマ編では、ゾーニング管理については、排除エリア、管理強化エリア、緩衝地帯、コア生息地の4ゾーンでの管理を推進しております。

札幌市では、既にゾーニング管理を実施しており、今回の改定案でも、従来の管理手法に一部変更を加えたという形ですが、国のガイドラインと市の改定案では違いが見られております。

そこで質問ですが、国のガイドラインとの整合性は図られているのか、お伺いさせていただきます。

●長野環境管理担当部長 国が示すガイドラインとの整合性について、お答えいたします。

ガイドラインは、野生動物としてのクマの安定的な生息を担保した上で、人とのあつれき解消を目指すという考えの下、自治体が計画を策定する上での基本的な考え方を示したものでございます。計画改定案では、ガイドラインに示されたそれぞれの要素を取り入れ、整合性を図りつつ、都市と森林が広範囲で接しているという本市の特徴を踏まえてゾーニングを見直すこととしております。その中で、人の生活圏である市街地や農地とクマの生息を担保する奥山との間に位置する都市近郊林ゾーンは、計画的に捕獲等を進め、緩衝帯の役割を果たすゾーンとして範囲を拡充いたします。

今後もヒグマをめぐる状況変化を的確に反映するため、国の動きも踏まえつつ、さらなる見直しも含めて柔軟に検討してまいります。

●藤田稔人委員 本市の特徴を踏まえて、国のガイドラインと整合性を図りながら考えているということでした。

ゾーニング管理については、市民生活の安全確保に直結することですので、今後も国や道と足並みをそろえながら実施してほしいと考えております。

さて、昨年度は、ヒグマ出沒件数が過去最多の363件、駆除頭数も最多の19頭に上ったとことであり、現場対応に当たった市職員や猟友会のハンターの皆様方は、大変なご苦労であったと思っております。

札幌市周辺で、銃猟免許を取得される方、受験

を希望する方は年々増えており、北海道猟友会札幌支部の会員数も700人を超えているとのございます。ハンターの確保という面では、当面は充足しているとは思ってはおりますが、その一方で、市職員の疲弊は相当のものであるとも感じております。

このたびの計画改定により、市街地、準市街地ゾーンにおける問題個体への対応を強化しながら、都市近郊林ゾーンにおいては、計画的な捕獲も並行して進めていくとの説明でございましたが、都市近郊林ゾーンが準市街地ゾーンの外縁まで拡大することを踏まえると、昨年、同レベルの出沒があった場合に、現状の人員で対策を進めていくのは困難ではないかと感じております。

そこで質問ですが、改定計画を実行する市の体制は整っているのかお伺いさせていただきます。

●長野環境管理担当部長 改定計画を実行する市の体制について、お答えいたします。

昨年度のような同時多発的な大量出沒においては、複数の現場対応を同時に実施する必要があり、現状の人員のみでは対応が極めて困難であることはご指摘のとおりでございます。このため複数の案件を同時並行で適切に処理できるよう、ヒグマの出沒状況等のフェーズに応じて、局内外のヒグマ対策業務の従事経験者を速やかに確保できる庁内の応援体制を整えたところでございます。

計画的な捕獲による低密度化も着実に進めつつ、出沒多発時にも速やかに対応し、市民の安全確保を図っていくためにも、猟友会や関係機関のみならず、庁内の連携を強化してまいります。

●藤田稔人委員 市役所内部の応援体制についても整備されているということですので、今後、しっかりと連携体制を深めていただきたいと思います。

今回の改定計画では、捕獲の強化が肝になっていると思いますが、その上では実際に捕獲に対応するハンターや現場の指示に当たる市職員など、捕獲に関する実行体制の強化も大切になってくる

と考えております。

そこで質問ですが、計画改定後、捕獲の実行体制の強化を具体的にどのように図っていくのか、お伺いさせていただきます。

●長野環境管理担当部長 捕獲実行体制の強化を具体的にどう図るのかというお尋ねにお答えいたします。

捕獲対応には、従事者の安全確保を含めて極めて高度な判断や技術が求められるため、実践的な経験や知見の蓄積が不可欠でございます。

一方で、野生のヒグマと対峙する機会は限られておりますことから、箱わなによる計画的な捕獲を通じて猟友会や警察、北海道などの関係機関と実際の捕獲現場の経験を共有し、対応時の留意点などについて、共通認識を深めることが重要と考えております。

さらに関係機関との協働により開催する緊急時を想定した実地訓練を積み重ねることで、緊急銃猟など人の生活圏に出没した個体の捕獲対応における関係者間のより強固な連携につなげてまいります。

●藤田稔人委員 今回、基本計画を一部改定、また、ゾーニングの見直しに合わせて対策の仕方も変わってくるものだと思っておりますので、ぜひ市民への周知など、啓発に努めていただきたいと考えております。

あわせて、猟友会のハンターも増えている。そして、市役所内部の応援体制も確立されたということでございますけれども、ぜひ警察や北海道など、関係機関との強化もますますしっかりと連携を深めながら対応に当たっていただきたいと考えております。

●篠原すみれ委員 私からは、ヒグマの侵入抑制対策の強化について、質問いたします。

このたびのさっぽろヒグマ基本計画2023の改定案においては、ゾーニング見直しが大きなテーマです。このうち、都市近郊林ゾーンについては、準市街地ゾーンの外縁部へ拡大する方向性が示さ

れたところです。都市近郊林ゾーンにおけるヒグマの低密度化については、市民の安全確保の観点から、着実に推し進めていく必要があると考えます。

また、低密度化を達成した後においても、新たな個体の侵入や定着を防ぐため、緩衝帯整備などにより、ヒグマが市街化周辺に近づきにくい、住みづらい環境をつくっていくことも重要です。

一方、我が会派のさきの代表質問において、生物多様性の保全上、重要な地域でありながら、十分な保護の対象となっていない地域への取組について質問したところです。緩衝帯整備として行われる草刈りや樹木伐採は、ヒグマ対策にとって重要な施策ですが、実施内容によっては生物多様性に影響を及ぼす可能性があることも意識しなくてはならないと考えます。

そこで質問ですが、都市近郊林ゾーンにおける緩衝帯整備について、本市ではどのように進めていくのか伺います。

●長野環境管理担当部長 都市近郊林ゾーンにおける緩衝帯整備の進め方について、お答えいたします。

都市近郊林ゾーンは、多種多様な動植物の生息・生育環境でありますことから、それらに配慮しつつ、ヒグマの定着防止を図っていく必要がございます。

このため、都市近郊林ゾーンで緩衝帯整備を行う際は、生物多様性さっぽろビジョンの理念に基づき、市が所有する動植物データや有識者の意見を参考にしながら実施箇所を選定するなど、適切に実施してまいります。

●篠原すみれ委員 ただいまのご答弁にありましたように、都市近郊林ゾーンにおける緩衝帯整備については、本市に生息する多種多様な生物の生息環境であることに配慮しながら、適切に進めていただくことを求めます。

市民の安全確保の観点から、まずはヒグマの低密度化を目的とした捕獲を計画的に実施しつつ、

生物多様性の保全も考慮しながら、こうした取組を着実に進めていただければと思います。なお、その実施に当たっては、可能な限り市民やボランティア団体などとも協働しながら取り組んでいただくことも重要です。我が会派では、これまでもヒグマ基本計画の中で、市民の意識醸成の重要性についても取り上げてきました。今回の計画一部改正案については、先ほどの質疑もありましたが、どちらかというと、捕獲体制の強化に重点が置かれています。昨年の出没状況や全国的なクマ類による被害の拡大状況を鑑みると、捕獲体制の強化は不可欠であると理解しています。しかしながら、捕獲強化による低密度化が進む中においても、市民一人一人が危機意識や自らもヒグマ対策に取り組むという当事者意識の醸成を図っていくことが重要であると考えます。

そこで、計画改定後、市民の意識醸成にどのように取り組んでいくのか伺います。

●長野環境管理担当部長　市民の意識醸成にどのように取り組んでいくのかというお尋ねにお答えいたします。

ご指摘のとおり計画改定後は、捕獲体制の強化を進めていくこととなりますが、計画の目標である人とヒグマのすみ分けを実現するためには、誘引物対策としての電気柵の普及や草刈りによる緑地の管理など、被害防除対策を並行して進めることが大事でございます。

現計画に基づき実施してまいりました家庭菜園用電気柵の貸出しや補助金制度の活用は着実に進んでおりますほか、地域住民との協働による草刈り活動は、ここ数年で南区に加え、中央区などにも広がっており、確実に市民の意識として、ヒグマ対策が根づいてきているものと考えております。

こうした市民の主体的な取組をさらに広げていくためにも、ヒグマ講座や民間企業と連携した啓発活動、草刈り機の貸出し等による支援などの取組を継続して実施してまいります。

●篠原すみれ委員　近年、ヒグマの出没が市民生活に身近な問題となる中、市民の安心・安全を確保することは、本市の重要な責務であると考えます。また、ヒグマ対策は行政だけで完結するものではなく、市民や地域、関係団体との協働によって進めていくことが重要です。

今回の計画改定を契機として、市民の安全確保と自然との共生の両立に向けた取組が着実に進展することを期待いたします。そして、市民が安心して暮らせる街の実現に向けて、着実に取組を進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

●福田浩太郎委員　私からは、札幌市におけるヒグマの個体数管理、低密度化について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど来の質疑の中で、さっぽろヒグマ基本計画2023の改定案におけるゾーニングの見直しの方角性については確認をさせていただきました。

昨年度は、過去に例を見ないほどの出没多発に見舞われましたけれども、これは札幌市の市街地周辺の森林において、ヒグマの個体数が増加しているためではないかと考えるところであります。

人とヒグマが共存するためには、すみ分けが必要であり、そのために我が会派としては、札幌市も個体数管理に積極的に取り組むべきだということで、質問させていただきました、さきの予算委員会などにおいては、札幌市からはヒグマ対策重点エリアを中心に、個体数管理ではなく、低密度化に取り組んでいくという回答をいただいております。先ほども説明ございました。その後、令和8年4月に国が策定したガイドラインにおいても、個体数管理が明文化をされておりまして、やはり札幌市としても、このたびの計画改定を機に、個体数管理に着手していただきたいと考えるところでございます。

そこで質問ですが、本市としてのヒグマの個体数管理に取り組むことについて、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

●**長野環境管理担当部長** 市として個体数管理に取り組むことについて、お答えいたします。

国のガイドラインによれば、個体数管理とは、地域個体群の安定的存続と人とのあつれきの低減のため、生息数の調整を図ることとされております。ヒグマは、行政区域を越えて地域個体群を形成しているため、管理には広域的な視点が不可欠であり、北海道が地域個体群ごとに個体数の推定や目標捕獲頭数の設定など、管理の基本方針を定めております。本市の役割といたしましては、市民の安全・安心の確保を最優先とし、人の生活圏に侵入した問題個体の捕獲や生活圏周辺での計画的な捕獲により低密度化を図っていくことと認識しております。こうした役割を果たすことで、結果として、北海道が掲げる地域個体群管理の目標達成にも寄与いたしますことから、北海道の施策と緊密に連携・協力しながら、計画的な捕獲を進めてまいります。

●**福田浩太郎委員** ご答弁によりますと、地域個体群管理の全体的なかじ取りは、北海道の役割であり、本市としては、市民生活の安全確保を最優先に、市街地、準市街地ゾーンにおける問題個体の管理と都市近郊林ゾーンにおける低密度化によって、北海道が行う地域個体群管理に寄与していくという方向性、理解をいたしました。

また、このたびの計画改定によって、市民の安全を第一に、これまで以上に捕獲に注力していくという姿勢が示されたことについては、我が会派としても評価しており、特に市街地への侵入を未然に防ぐことが期待できる低密度化については、速やかに対応を進めていてもらいたいと思っております。

そこで、今後、その低密度化については、具体的にどのように進めていくのか、詳細をお尋ねしたいと思います。

●**長野環境管理担当部長** 低密度化の進め方について、お答えいたします。

これまでヒグマ対策重点エリアにおいて、銃

器を携帯した捕獲従事者が見回ることなどにより、熊にとって居心地の悪い環境づくりを進めることで低密度化を図ってきたところでございます。今後は、計画的な捕獲により、低密度化をさらに進めていくこととしており、都市近郊林ゾーンとヒグマ対策重点エリアに定着する個体を優先的に捕獲することで、あつれきの低減を図ってまいります。

また、捕獲に当たっては、自動撮影カメラやヘア・トラップを用いた生息状況調査により、定着個体の行動範囲を把握しながら実効性が高い場所や時期を見計らって箱わなを仕掛けるなど、着実に進めてまいります。

●**福田浩太郎委員** ご答弁いただきまして、本市が注力をする低密度化について、具体的な手法について、理解をいたしました。

今のところ、市内のヒグマ出没状況は例年に比べて多くはないと思いますけれども、道内他市町村や本州の出没状況を見ていると、今のうちにしっかりと対策を進めておく必要があると、強く感じているところであります。

市民の命と暮らしを守るため、札幌市が主体となって確実な低密度化を進めるとともに、広域的な個体数管理を担う北海道との情報共有や連携を一層密にし、迅速かつ実効性のあるヒグマ対策を着実に進めていただくよう強く要望して、質問を終わります。

●**山田一郎副委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**山田一郎副委員長** なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉 会 午後3時29分